

第十回国会 厚生委員会 議 録 第十三号

(四四九)

昭和二十六年三月十九日(月曜日)

午後一時五十八分開議

出席委員

委員長 松永 佛骨君

理事青柳 一郎君 理事丸山 直友君

理事巨 四郎君

大西 讀夫君 寺島隆太郎君

中川 俊思君 堀川 恭平君

松井 豊吉君 山村新治郎君

清藤 唯七君 菊田アサノ君

松谷天光光君

出席政府委員

大藏事務官 舟山 正吉君

(銀行局長)

大藏事務官 銀行局 高橋 俊英君

預金部資金課長

厚生事務官 安田 巖君

(保險局長)

厚生技官(公衆衛生局長) 山口 正義君

委員外の出席者

厚生技官(公衆衛生局長) 小川 朝吉君

局結核予防課長

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

三月十七日

委員中川俊思君辭任につき、その補

欠として平野三郎君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員平野三郎君辭任につき、その補

欠として中川俊思君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した事件

小委員及び小委員長選任に関する件

結核予防法案(内閣提出第一一五号)
厚生年金保険に関する件
天然痘の発生問題に関する説明聴取

○松永委員長 これより会議を開きます。

まず厚生年金保険に関する件を議題
といたします。本件に關し資金運用部
資金法案についての質疑を求められて
おりますので、これを許します。青柳
委員。

○青柳委員 本厚生委員会におきまし
ては、毎国会ごとにいつも論議される
問題がたくさんありますが、そのうち
の一つといたしまして、厚生年金の
積立金、これは三百数十億に上ること
になっておりますが、この積立金を
保険料を支払つておる事業主、または
被保険者のために使ひ得る道を開いて
くれろという要望が絶えず起るのであ
ります。ことに今国会におきまして
は、最近当委員会におきましても厚生
年金の改正法案を審議したのであるが
す。その際もまた強くその論議が行わ
れたわけであります。大体現在の法制
から見ますと、厚生年金の積立金
は、法律または勅令、省令などにより
ますと、健康保険組合、あるいは同
連合会、あるいは社会事業団体、また
は事業主などに還元いたしまして使わ
す道はあります。二十一年
年マールカット局長の指令によりまし
て、それがとめられておるのでありまし
て、何らかの機会にこれを復活して、
現実なそれら被保険者のために還元を
していただくことを絶えず熱望してお

つたのであります。ところが今回政府
の御提案になりました資金運用部資金
法案によりますと、この点がなおも強
くとどされるというふうな考えられま
すので、この問題に關しまして、舟山
銀行局長にお尋ねをいたしたいと存ず
るのであります。この法案の第七條に
は、資金運用部資金を運用し得る道を
掲げてあるのでございますが、その七
号に「特別の法律により設立された法
人、第三号に規定する法人及び地
方公共団体以外の者の出資のないもの
のうち、特別の法律により債券を発行
し得るものの発行する債券」とあり
まして、第八号は「前号に規定する法
人に対する貸付」とうな相なつておるの
であります。この法律の読み方により
ましては、ただいまもあげましたこと
の健康保険組合、同連合会または社
会事業団体には貸し付けられる道がある
ように思ふのでございまして、その点
につきましての御所見をまず承らして
いただきたいと思います。

○舟山政府委員 厚生年金保険の積立
金の運用につきましては、戦前におき
ましては大蔵大臣と厚生大臣と協定い
たしまして、これを労働者の福祉の方
面に使うということについて御了解を
得ておたわけでございます。しかる
に戦後預金部資金等の政府資金につ
きましては、インフレ対策等もありま
して、その運用が極度に制限せられ、
債、地方債のほかに原則としてこれを
運用してはならないということになつ
ておりました。そのために厚生大臣と

の協定も実行されずに来ておりますこ
とは、申し上げるまでもないところで
ございまして。しかし別途当委員会でも
始終問題になつておりました。また厚
生当局からの申入れもありまして、大
蔵省といたしましては、ぜひ積立金
の一部につきましては、労働者の福祉
のために使いたい、使つてさしつかえ
のないものであるという見解を持つて
おりました。再三その具体案を立てま
して、関係方面にも陳情したのでござ
いしますが、遺憾ながら今日までのとこ
ろ認められておらないのでございま
す。さて今度預金部を改組いたしまし
て、資金運用部といたします。そこで
ただいまお尋ねになりました第七條第
七号の読み方でございますが、健康保
險組合につきましては、実は法律の規
定によつて債券を発行し得るようにな
つておらないのでございまして。法律に
よりました授權を承りまして、政令によ
りまして債券を発行し得るということ
になつておるので、これについては法
律解釈上もいろいろ疑義がございま
す。また直接に第七條の第七号の解釈
にはこれを含めることはできないかと
考える次第でございまして。

○青柳委員 御見解がさうなもので
あるといたしますれば、あるいは健康
保険法を改正いたしまして、現在政令
に譲られておるものを法律に掲げるこ
とによつて、この問題を解決する道が
あるように思ふのでございまして、そ
ういふ御事情がございまして、局長の御意向
を承らしていただきたいと思います。
○舟山政府委員 健康保険組合の方
の法律を改正しまして、債券を発行で
き得ることにいたしましたれば、この七号の
適用を受ける法人になつて参ると存ず
るのでございまして。しかし債券発行に
つきましては、現在のところ法律改正
について関係方面の了解を得なければ
ならぬという大きな制約のことは御
承知の通りでございます。

○青柳委員 法律改正がむづかしいと
いたしますれば、われ／＼として一応
道がとざされて行くように考えるので
あります。局長もただいま漏らされ
ましたように、大蔵省御当局も、厚生
年金の積立金を被保険者に流そうとい
うお考えを持つておられることは、従
前通りだと思つております。現在提
案されております資金運用部資金法案
によりまして、そういう道は全然ない
のであります。その点につきまして
重ねて承りたいと思ひます。

○舟山政府委員 このたびの法律改正
によりまして、預金部資金の運用のあ
り方というものが、一応改正せられる
わけでございます。従つて厚生年金
保険積立金の運用についても、従来の
大蔵大臣と厚生大臣との協定というも
のは一応とりやめになる、新しいス
タートをしなければならぬことになる
のでございまして、御趣旨につきまし
ては、従来も私も骨折つて参りました
が、今後とも同様の趣旨によつて運ん
で参りたいと思ひますが、現在のところ、
この法律改正では、直接にはそち

らに資金を運用する道は一慮ない。しかし今後あらゆる機会を見つけてそちらの方に金が流れ出るように研究もし、勧誘もしたい、こう考えておる次第であります。

○青柳委員　ただいまの御所見により
ますと、この法案は法案として、他に
そういう方法を何か考える道があるよ
うなふうにも聞えたのでありますが、
その点について重ねて承りたい。

○舟山山政委員 この第七條第七号の法人に健康保險組合が合致いたしますように、そちらの法律改正を骨折ることとも一つの行き方かとも思います。また今度の資金運用部資金法の制定によ

りまして、預金部では従来金融債の引受を認められておらなかったものでありますが、今度はそれが認められるようになりますので、たとえば金融機関に金融債の引受によつて流します金を、

御趣旨のような方向に極力使うように
といったようなことも、今たちには
金利の問題その他がございまして、
いろいろ解決しなければならぬ前提問
題があると思いますが、そういうことと

員会に厚生住宅に関する小委員会を設
置されたいとの要望が委員の方から申
出られておるのでありますが、いかが
でしょうか。――それでは当
委員会に小委員十名よりなる厚生住宅
に関する小委員会を設置し、小委員及
び小委員長の選任につきましては、委
員長より指名するに御異議ございませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者をあり、

○松永委員長 御異議なしと認め、該
小委員会設置することに決し、小委員
には

高橋	等君	中川	俊思君
堀川	恭平君	松井	豊吉君

堤	重
ツルヨ君	四郎君
荻田アサノ君	清藤 唯七君

松本六太郎君、松谷天光光君、
小委員長には亘四郎君を、

指名いたします。

九山委員。

○丸山委員 前会に概括的のことは
よつとお伺いしたのでございますが、

さらにもう少し詳細に承りたい。第四條の一項についてお伺いいたします。

労働基準法に該当する対象人員、それから学校に関する対象人員、それから矯正保護施設に関する対象人員を個々別々にその数をひとつ承りたいと思います。

○山口(正)政府委員 お手元に差上げてございます資料の中にもございますが、健康診断が第一にございまして、政令で定める事業または事務所の使用者は、国家公務員が百二十三万四千人

れから政令で定める学校につきましては、国立学校が二十三万七千人、公立学校が一千七百六十九万二千人、私立学校が八十万、人、そういうふうになつてございます。それから社会福祉施設、児童福祉施設等、政令で定める施設に収容されております者が三十七万人、それが四條第一項の該当者でございいます。

○丸山議員 労働基準法に定める者の場合は、これは使用者がその費用を負担することになっておると思います。その場合使用者が今までもやつておつ

この改正の法律によりますと、第四條の四項で第十二條の規定に基いて政令で定める技術的基準に適合するといふことが必要になつて来るわけであり

ますが、今までやっておりましたことは、大体この技術的基準に適合するようなことをやっておりましたでしょう。あるいはこの法律ができた場合、新しくいろいろな施設をする

か、あるいはレントゲンを購入するとか、技術者を雇い入れるとか、いろいろな相応に改善して行かなくちゃならぬことが多いかと思いますが、その点お伺いいたします。

○山口(正)政務委員　たない。今まで労働基準法に基いてやっております。健康診断は、本法の第十二條の規定に基づく省令で定める技術的基準と、大体一致しております。

○丸山委員 技術的基準が一致しておるといふお答えであります。その数は大体において今まで完全に行われるだけの——質はわかりましたが、量が満たされておりましたか。

して、非常に大きな規模の事業場におきましては、質、数ともにこの技術的基準に適合いたしますような実施ができるような状態になつたのでございますが、ごく小規模のところでは必ずしも十分に行われるというふうな状態はなつていなかったでございます。

今後は保健所の施設あるいはその他の施設を活用いたしまして、できるだけ収容することと、その基準に合うよう

○丸山泰員 やつて行きたいという御希望はわかるのですが、事実上、行きたいという見直しはできません。

るかどうか、どのくらいの月数でできるであろうか、そういうふうなお見通しがあつたら承りたいのと、なおあわせて小学校等におきましては、山間部といふ、いろいろあるところを

が、そういふふうなところまで完全にこの法律が適用できるだけの用意があるかどうか、そのお見通しを承りたいと思います。

ましたように、この健康診断の対象者の数は相当大きな数に上りますので、その実施につきましては、非常な努力がいると思うのですが、ただ

いま申し上げましたように、傷健所な
けでなく、国立の医療施設その他の医
療機関の協力を求めて実施して行くつ
もりであります。またなお非常に山間
僻地などでレントゲンなどの応用の困

難なところにおきましては、当分の間、一部を省略するというような措置も講じなければならぬのではないかと考へておりますが、何箇月ぐらいの間にこれをやつて行く見通しかというお話

うふうな区別があるんでしようか。

○山口(正)政府委員 特に区別した意味はないのでございます。大体そういう地域に存在する学校あるいは職場というふうな考えております。

○丸山委員 そうしますと、四條三項の「指定する区域」と申しますものは、県が単位になるのですか、小さな市が単位となりますか。

○山口(正)政府委員 市町村であります。

○丸山委員 そうすると、この「地域」というのも、それと同様であると解釈してよろしゅうございませうか。

○山口(正)政府委員 地域の方は、もう少し狭い意味を考えております。

○丸山委員 同じく第五條の四項に「結核患者と同居する者又は同居していた者」というのがあるわけですが、同居する者の数は、大体どのくらいあるというお見通しであるかということが一つ、もう一つは、ここに書いてあります「結核患者」という言葉であります。結核患者という定義はなにか、むずかしいのであります。現行の結核予防法におきましては、感染のおそれある結核患者というものが対象になつておりますが、今度の改正法では、単に結核患者という言葉で表わされておまして、他に感染すると危険であるということが対象になつておらぬ。そうすると、いさしくも結核患者であれば、それと同居した者は全部この法の対象となるわけでありませう。従つて結核患者というものの定義をはつきりしておきませんと、かなりむずかしい問題を生ずるおそれがある。どういふ者を結核患者というか。たとえばひとたび結核にかかつて

おつても、現在はその病気が休息の状態にあつて、菌の排出もなく、何らの危険もなく仕事もできておる。けれども結核の病素は持つておるといふ者は、この結核患者の対象になるのであるか。

○山口(正)政府委員 結核患者の定義は、先ほど丸山委員のおつしやいましたように、本法におきましては広い意味にとつておりますが、ただ第五條におきましては「結核予防上特に必要がある」と認めるときは」といふところ、狭い意味に、他に伝染のおそれがあるような結核患者というふうな縛つておるのでございませう。その患者の家族該当者を約三百万人というふうに見込んでおります。

○丸山委員 この條項の結核患者という意味は、そういう意味だということはおわかつたのであります。しかし第第四章の二十二條に使われておる「結核患者」という言葉は、その言葉と同一の意義に解釈するものでございませうか、あるいは先ほど私が申し上げました後者の意味に解釈する方がよろしいのでございませうか。

○山口(正)政府委員 二十二條に示してございます結核患者は、先ほど私の申し上げました広い意味の結核患者すべてを含むというふうな考えております。

○丸山委員 なおもう一回伺ひたいします。結核性の関節炎を二十年、三十年前にやつておつて、現在はその疑気は治癒しておる、しかし関節の強直は残つておる、関節が曲らない、つまり健康な人とは違つておる。しかし結核の病氣としては一応終熄しておる、こういう者は、この結核患者の定義の中に入るものであるかどうかというところを伺ひたい。

○山口(正)政府委員 ただいま御指摘になりましたような、結核の後遺症と考えられるものは、一応この中に含んでおられません。

○丸山委員 この前お示しになりました要綱の第三にある、第一、第二以外の三十才以下の者、この條項は第何條に取上げられておりますか。

○山口(正)政府委員 第四條の第三項であります。

○丸山委員 なお質問もあるようでございませうけれども、資料が龐大で通読しておられませんから、次会にまた引續いていたします。

○松谷委員長 それでは松谷委員。

○松谷委員 結核予防についてお尋ねしたいのですが、すでに丸山委員がお尋ねになつておられる分があるかと思ひますので、重複する点があるかと思ひますが、御了承いただきたくと思ひます。初めに伺ひたいと思ひます。先ほど丸山委員の御質問の中にも出て参りましたし、かねて問題になつております法律の対象になります患者でございませうが、医療施設または算等の問題でも、その基礎になつて来るものは、どの程度のものをとつて患者とするかというところに、やはり一つの限界があると思ひます。先ほどの局長のお話では、伝染をするものをとつて、大体本條で扱うところの結核患者とみなすというお話でありましたが、その伝染をするという場合にも、一私専門的なことは十分わかりませんが、通常よくいわれております一期、二期、三期、そういうようなもの、あるいは一期、二期もつけられないようなごく

軽症者、そういうようなもの、の段階があると思ひます。先ほど三百万人と御指摘になりましたが、どの程度のものから本條に該当する患者とみなされておるのでございませうか。

○山口(正)政府委員 本法におきまして結核患者と申しますのは、ただいま松谷委員の言われました、いわゆる一期、二期、三期はもちろんのこと、ごく軽症の者まですべてを含むものでございませうが、先ほど丸山委員に私御説明申し上げましたのは、第五條定期外の健康診断の場合、第四項に書いてございませう結核患者は、本法で定義いたします結核患者すべてを含むものでございませうが、第五條の最初の「結核予防上特に必要がある」と認めるといふ字句のほかに、他に結核を感染させるおそれのある結核患者、端的に申しますれば、菌を排出するものは特にその中に入るでございませうが、そういうふうな患者を意味するでございませう。この法律全体をいたしましては、結核患者と申しますのは、すべての結核患者を含むでございませう。ただ先ほど申し上げましたように、後遺症は含みませんが、結核と診断される患者は、全部この中に含むでございませう。なお系統調査などいたします必要がございませう場合にはすべての結核患者を含む、そういうふうにしたいた存じております。

○松谷委員 ただいま局長が御説明くださりましたような、相当広範囲の場合をとりまして、その数は三百万人というのでございませうか。

○山口(正)政府委員 先ほど三百万人と申し上げましたのは、狭い意味の、他に結核を感染させる患者の家族、それが三百万人でございませう。

○松谷委員 広義にとりました場合の本條の見込みは現在どの程度でございませうか。

○山口(正)政府委員 広義にとると申しますか、大体結核患者の数を正確につかみまことは、現在の届出制度がまだ十分に完全に行われておりませんので、なか／＼困難なわけではございませうが、大体年間死亡者の十倍を一応結核患者と考えております。さらにそれにごく軽いものを合せますと、全体で約二百万人くらいと考えております。

○松谷委員 なおただいまお話もございまして、登録が十分でない、これは従来もそうでございまして、今後だん／＼と社会的な一般の考え方もかわつて参りまして、その登録も今後はこうした法律その他によつていく／＼な裏づけができ、相当完備して来ると思ひますけれども、しかしやはり登録というものが、今後なかなか完全にわ行われなかつたところがあります。そういうものについて当局の特別な一つの対策というふうなもの、もちろん保健所を中心としたしまして家庭訪問なり、申告その他の方法をおとりになると思ひますが、おそなく保健所が家庭訪問をいたす場合には、申告のあつた家庭をまわるのが、保健所所員の実情から見まして、それさえもできかねる実情でございませうが、そういう登録について特に何かお考えはございませうか。

○山口(正)政府委員 患者の届出につきましては、お手元に差上げましたじ大々資料の三にございませうが、昭和二十二年、二十三年、二十四年、

二十五年と比較してみますと、順次患者の届出は増加して参つております。しかしなおそこに現れております数字をごらんいただきますと、先ほど申し上げました数字と比較いたしますと、非常に隔たりがございます。今後この患者の届出につきましては、一層努力を払つて行かなければならないと存じますが、さきに丸山議員から御指摘のございましたように、榮養物資あるいは主食の配給をすることがある恩恵を受けることによつても、やはり患者の届出が増加して参ります。また今松谷議員から御指摘のございました保健所員の訪問指導、これも旅費の増額等をいたしまして訪問指導を徹底させて参りたいと存じております。なお根本的には医師会に働きかけまして、医師の協力を得て、届出ができるだけ多く完全に行われるように努力して参りたいと考えております。

○松谷委員 ただいまの登録にも関連いたしますが、その場合に、直接の局長の御所官ではないかもしれませんが、保健所の点でございまして、これはやはり登録その他を完全にさすために、ただいまお話のような、保健所が相当に活躍をしなければならぬと思ふのであります。その保健所に対する――私きよう予算の資料を持ちまて――私きよう、適当な数字をあげての質問はできませんが、大体保健所の所員、あるいはまたその他の保健所の完備の点についての、少くともこの結核予防法案に備えた保健所対策というものが、今年度においてどの程度にできようとしているか、局長の方でおわかりになりましたらこの際伺つておきたいと思ひます。それからまた局長の方

からも特に保健所関係等の、この法案を出されるに折衝があり、少くとも局長から御要求になられたその増員なり、あるいはその他の拡充について伺つておきたいと思ひます。

○山口(正)政府委員 本案を実施して行きますために、保健所の整備拡充をはかつて行かなければならないという松谷議員の御指摘、その通りでございます。私どももいたしまして、二十六年度におきましては、二十五年度に比較いたしますと、保健所の拡充増設を予算上お願いいたしまして、衆議院では御可決いただきました。ただいま参議院で御審議中でございますが、二十五年度には保健所がAクラスとCクラス二通りございまして、Aクラスが百五十箇所、それからCクラスが五百五十四箇所でございます。Aクラスは保健所の定員をいたしまして五十二人、Cクラスが二十七人でございます。それを昭和二十六年度におきましては、Aクラス三十箇所増加いたしまして、百八十箇所、そのほか従来ございましてBクラス、これは定員四十三人でございまして、それを六十箇所つくる。従いましてCクラスがそれだけ数が減るわけでございますが、なおCクラスを十一箇所新設いたしまして、それから先ほどBクラス六十箇所と申し上げましたが、そのうち従来CクラスからBクラスに上りますものが五十一箇所、Bクラスの新設が九箇所、従いまして、従来は保健所が全部で七百四十箇所あつたのでございまして、二十六年度は七百二十四箇所、二十箇所の増設をお願いしております。その増設のほかに、先ほども申し

上げましたように、CクラスからAクラスに昇格いたしますものが三十箇所、CクラスからBクラスに昇格いたしますものが五十一箇所、それに従いまして定員も増加いたします。なおそのほかには診療協議会その他の事務のために各保健所に二名ずつ、結核予防のために定員を増加しております。それから保健所の旅費も増額いたしております。それから市町村の保健婦に対しても旅費を出したい、そういうふうな考えております。以上保健所に関しまして、本法施行に伴います保健所の整備拡充につきましての予算上の数字を申し上げたわけでございます。

○松谷委員 ただいまちよつと聞き漏らしましたが、結核予防のために二名ずつ増員とおつしやいましたが、その通りでございますか、これは各保健所と考えてよろしいのでございませうか。

○山口(正)政府委員 各保健所に事務職員を二名ずつ増加いたしました。

○松谷委員 重ねてお尋ねいたします。事務職員ですか。

○山口(正)政府委員 事務職員です。先ほど申し上げました定員のほかに事務職員を二名ずつ増加いたすわけでありませう。

○松谷委員 ただいま御説明を伺いまして、結核予防のための増員その他増設、これだけで完全な登録その他の結核予防法の完全な実施というものは、なか／＼困難であろうと推測されるのでございしますが、しかし幾らかでもそこに従来よりはよくなつて来る、完全ではないにしても一歩の進歩であるということは、考えられると思ひます。それが、それにいたしまして具体的にB

クラス保健所が建設され、そうしてその運営がなされる時期をいつごろと考へてよろしうございませうか。またそのお見込みでございませうか、具体的に活動を始めて実績をあげる時期でございませうか。

○山口(正)政府委員 予算上は建物その他の関係がございまして、新設の方は年度当初からというわけには参りませんが、増員の方は年度当初から予算をお願いしております。ただいま松谷議員のお尋ねの、具体的にいつからどういふふうに整備できる見込みであるかという点につきましては、ただいま正確な資料を持ち合せておりませんので、この次の機会に御答弁申し上げます。

○松谷委員 そういたしますと、それは次の機会において伺わさせていただきますと思ひます。

それから、質問があとこち飛びまして、たいへん恐縮でございますが、この前の委員会でも問題になつておりました本法案の実施期日でございますが、局長のこの前の御説明によりますと、学年の切りかえその他の関係から、四月一日ということに、本省ではなるべくくしたい、こういうふうなお話でございましたが、すでに三月も終ろうといひましたので、やはりまだ十分なる法案の審議が進められないような状態でございます。四月一日からの実施というところは、非常に困難に近くなつて来るのではないかと考へられますし、また一面から参りますと、少くともこの予防法を実施して参ります一面の重要なポストを握つております保健所その他の増員あるいは増設、新築、そういう面も、まだこ

に相当の期間を要すると思はれる場合に、それでもやはり局長は、今のところのお考えは四月一日に実施したいという御希望でございませうか、あるいはそういう諸種の状況をかみ合せながら考慮したいというお考えでございませうか。

○山口(正)政府委員 本法案を御審議願います提出の時間が遅れましたために、非常に時間が切迫して参つておりますので、私どももいたしまして、なるべく早く御審議願つて、御可決いたしたい、四月一日から実施できるやうにお願い申し上げます。前回もおわび申し上げますが、お願いを申し上げたわけでございますが、ただいま準備が――法案の審議でなしに、実施上の準備も十分整つていないから、四月一日からは無理ではないかというお話でございますが、先般も申し上げましたように、患者に対する医療費の給付の事務は、十月一日から実施して参りたいと存じております。ただ健康診断、予防接種その他の事務を、四月一日からなるべく実施して行きたい。学校の関係もございまして、できるだけ早く御審議をお願いしたい、そういうふうな考えております。

○松谷委員 局長のお気持はよくわかるのですが、この期日というものは、衆議院の方、あるいは参議院の方の意見を中心にしなければなりません。で、これはお尋ねする方が無理でございまして、私どもの方で決定して行かなければなりません。学期の切りかえがあるので早くしたいというお気持はよくわかります。それで医療費の実施は十月一日で、健康診断その他の実施を四月一日から、こういうお話なので

は、四月一日から、健康診断その他の実施を四月一日から、こういうお話なので

は、四月一日から、健康診断その他の実施を四月一日から、こういうお話なので

すが、そういうことになりますと、この保健所の完備ということが、相当大きなポストを占めて来るのではないかと、思ひます。ことに健康診断等が入つて参りますと、ほとんどその仕事は保健所になつて参ります。そういう場合に、あるいはまた健康診断のあり方その他でもいろいろ問題が出て来ておりますが、そういうような点からいつて、一刻も早く多くの子供たちに予防接種しなければならぬことは、あるいは健康診断しなければならぬことは、これはだれもそう考へるところでございまして、しかし今までのところ、いろいろ経験からいつて、法律は出た、しかし、そして実施は始まつてしまつた、しかし、健康診断を受けようとしても、その保健所が完備していない、あるいは登録したいにも、その事務の方が滞つておる、あるいは入院その他の問題も出て来ようかと思ふのであります、やはりそういうときに、非常に事実と法案のふざけといふ点が出て来る向きがあると思ひます、実施された場合に、保健所の完備が遅延しても、健康診断その他の業務にはさしさわりを来さないで行けるというのを、局長はお考へてございましょうか。

業務をやつて行きたいと存じておりますので、見通しとしては、四月一日から実施ということになりましても、大體支障なくやつて行ける、そういう見通しを持っております。

○山口(正)府委員 保健所が、この健康診断あるいは予防接種に、重要な役割を示しますことは、御指摘の通りでございまして、学校あるいは工場、事業場におきましては、従来も健康診断の業務をやつておりましたので、相当なれておりますし、先ほども申し上げましたように、保健所だけでなく、国立の医療機関その他を活用いたしまして、この健康診断並びに予防接種の

業務をやつて行きたいのは、なお私の方でももう少し研究させていたいただき、それからまた質問させていたいただきたいと思ひます。

○松谷委員 ただいまの点は、なお私の方でももう少し研究させていたいただき、それからまた質問させていたいただきたいと思ひます。

次にお尋ねしておきたいのは、この法案が実施されるようになりますと、入院命令を受ける患者が、従来以上に増えて来ると思ひます。その場合に、先日も部分的に伺つたのでござい

ますが、これは医療法その他の問題もからんで参りますが、各委員が問題にしておられます受入れ態勢が、やはり相当問題になると思ひます。その受入れ態勢のことについては、また次の機会に、これは医務局もお出したいと思ひ、二局から私は十分伺いたいと思ふのであります、その場合に、どうして、非常な事実として入院できない患者が相当出て参りまして、結局家庭療法をしなければならぬ。入院しなければならぬ患者としての有資格者であるにかかわらず、やはり家庭にとどまらざるを得ないというふうな状態になりました場合に、その入院できない者に対して、優先的に入院させるというふうなお話を、先日本委員会でも承つたのであります、優先的にさすと思ひましても、ベツトには限りがございますし、そういういたしますと、先ごろ問題にもなつておりました、各病院が新陳代謝をしなければならぬ。そのためにまだ菌を有しておる伝染性のある患者、あるいはまたもういつとき療養すれば回復がより近くなる、退院してか

ら後の健康状態を維持することができ、に、いつとき早く退院させたために、また返したというふうな状態も相当出て来ると思ひます。今この法案がこうして審議されておるといふので、強制退院とは違つた病院で、すでに強制退院をやつておるといふところが具体的に出来て参りますので、そうした一部の新しい患者を保護せんがために、なおかつある患者を犠牲にするという状態も出るおそれがあると思ひます。そういう弊害をなくして行こうとするならば、他の病気が一つ、結核は新陳代謝というところが一番困難な病種だろうと、しろうとが私でさへ考へるのですが、その場合に、当局とされては、ただ優先的にそれを救うというだけのことでなく、その家庭にとどめておく患者に対する対策というものが、私はこの法案では欠けておる点があるのではないかと思ふのであります、そういう点、局長の方ではどういうふうにお考へてございましょうか。

○山口(正)府委員 新しい患者を入所させますために、まだ退院の期に至つていない者を強制退院させるといふようなことはならないと存じます。国立療養所につきましては、医務局の所管ともなりますので、医務局の方でもよく連絡いたしまして、先般も御注意がございましたし、重ねての御注意でございまして、そういうことのないようにして行きたいと存じております。

○松谷委員 特にそういう点について、この法案の上に明示されなかつたのは、何か理由があらくなるのですか。ただ入院ということに重きを置かれたために、別にそれにまで触れなかつたという程度でございまして、しうか。

○山口(正)府委員 本法の趣旨は、できるだけ早く患者を見つけて、必要のある者につきましては療養所に入所させ、そこにおいて特定の療養をさせて行きたいというのでございまして、決して在宅患者を特に看過したという趣旨ではございません。その点御了承願ひたいと存じます。

○松谷委員 それでは在宅患者に対しては十二分の処置を考慮するといふふうなことに、そしてまたその具体的な問題のあつた場合には、おそれることは委員会になりましたしうか、協議の会になりましようか、そこ本省が連絡をとりたいたいで、そうして在宅患者の完全な療養に全力をあげるにやぶさかでないといふことに解釈してさしつかへございませんでしうか。

○山口(正)府委員 在宅患者につき

ましても、できる限りの努力をして参るつもりでおります。

○松谷委員 患者側では非常にそれを不安に思つております。そしてこの法案を読みまして一患者の感想でござい

ますが、これは確かに一つの保護法であり、そしてまた自分たちの病気をよくするということに主眼を置いてゐると思ひけれども、しかし患者の立場になつてみると非常に不安だといふことを――これは私どものような健康な者が読むのと患者が読むのと、そこに相当の開きがあるうと思ひますけれども、何でもいから患者をなくして病種を断つというところに主眼を置かれていつて、入院できない者は家庭にほうり出される。そして結局十分対策もできず、またその一面入院をしいられても、今日の結核病院が示しておりますような、あの不十分内容等の中に放置されている。どちらにしても何かより不安のうな気がするといふような、これは病人なるがゆゑに、そういう危惧を持つたのうと思ひますが、そういう点について、これは希望でございまして、本省の方でも法案の再度御研究をいただきたいと思ひますし、私どもの方でもそういう点に立つて、法文上の一つ／＼を研究して参りたいと思ひます。

それからなお質問が飛びますが、法案によりまして、その伝染のおそれある患者に対しては、従業の禁止ができることになつております。従業の禁止といふことになりますと、これはその病人だけの問題ではございませんで、病人をかかえる家族一切の生活の問題になつて参りますが、こういう点について、従業の禁止を法律をもつてすれ

ば回復がより近くなる、退院してか

ば、今度はそれだけの保護対策を立てなければならぬと思ひますが、この従業禁止をいたします場合の程度、それはどのように当局はお考えになつておるのでございましょうか。

○山口(正)政府委員 従業の禁止、この処分は憲法で保障されております労働の権利を公共の福祉のために制限するのでございまして、非常に重要な事項で、特に慎重を期さなければなりませんのでただ知事の判断にまかせるだけでなくて、必ず本法の第二章に規定してございまして健康診断によつて、その結果、その職場の関係上他人に結核を伝染させるおそれがあるという場合にだけ従業禁止をさせる、そういうふうに規定いたしておるのでございします。

なお生活保障の問題でございします、この生活保障が必要であるということも考えられるのでございします、本法におきまして、現在のところでは、生活につきましては生活保護法の関係に譲りまして、将来この点については十分研究して行きたい、そういうふうに考えております。

○松谷委員 その場合に大体保健所の健康診断を受ける、保健所の決定をまつてという御説明でございしましたが、その従業禁止を命令する病状の決定というものは、本省で一つの基準というものをおつくりにならずに、個々の保健所にそれは委任なさり、責任をお持たせになるのでございましょうか。

○山口(正)政府委員 ただいま申し上げましたように、たとえば菌を排出しておりますので、特に他人に感染させるおそれのある業務については、という場合に従業の禁止をさせる

のでございまして、その業務につきましては省令でそれを定めて行きたい、そういうふうに考えております。

○松谷委員 ただいまの御説明ですと、業務に対しては省令でそれをきめられる、その患者の病状の程度、従業禁止を命じられなければならない限度、これが今後場合にによりましては、正しく運営されるというところは絶対必要で、公共の福祉のためにも、また本人の健康のためにも絶対必要でございします。非常に推測をするようでござい

ますが、今後何らかの場合にいろいろの点でこれが悪用される。保健所の医師とその他の結核によりまして、こういうことのないことを望むのでございしますが、しかしそこまで考えるならば、悪用されて正当に与えられておるそうした—ただいまお話のような勤務者に対する一つの権利というものが侵害されて行かないとも限らないと思ひるのでございします。業種に対する御決定も省令で決定なさることは、当然必要だと思ひますが、それと同時に、病状の程度の一つの基準というものを私はおきめになつておく必要があると思ひるのでございしますけれども、そういう点はいかがでございましょうか。

○山口(正)政府委員 本法第二十八條に「結核を伝染させるおそれが著しいと認められる患者」ということになつておりますので、当然これは結核菌を排出しておる者に限定される、そういうふうに考えております。

○松谷委員 なお推測の質問で恐れ入りますけれども、かりに一つの保健所について悪用された場合、そういう場合に対する処置というものは、どういう方法をもつてその侵害を擁護するの

でございましょうか。

○山口(正)政府委員 都道府県知事の処置に對しまして、これは不適当であると考えられました場合には、本人が訴願をすることができるようになつております。

○松谷委員 たいへん恐れ入ります、その訴願の條項は、はつきり明示されておりますでしょうか。私もよくと見落しておりましたので……

○山口(正)政府委員 お手元に差上げました法案の二十枚目をご覧いただきますと、第六十七「條第二十八條から第三十一條までの規定による都道府県知事の命令に不服がある者は、厚生大臣に訴願することが出来る。」という條文があります。

○松谷委員 他にいろいろ質問いたしたいのでございしますが、たいへんまことにありがとうございます、きょうの質問はこれで一応打ち切らせていただきます。

○松永委員長 次に江東地区に発生した天然痘の状況並びに経過及び対策等につきまして丸山委員より発言を求められておりますので、これを許します。丸山委員。

○丸山委員 本日の新聞を見ますと江東地区に悪性の紫斑性の天然痘が発生したと出ております。しかもその患者は相当にその辺を歩きまわつたといううようなことが書いてあるのですが、その実情、予防対策等につきまして一応御説明をお願いしたいと思います。

○山口(正)政府委員 ただいま丸山委員からお尋ねの痘患者につきましてお答え申し上げます。患者は江東区北砂町九の五三、桜田機械工業管内の工員齋藤一、十八才になる者でござい

ます。発病が十三日でございしますが、十八日の正午ごろ医師から発疹チフスの疑いとして届け出られまして、同十八日の午後四時半に駒込病院院長が診察いたしまして、真性紫斑性痘と決定いたしました。同五時半死亡いたしました。系統を調査いたしておりますが、今のところまだはつきりいたしません。ただ潜伏期から考えてみますれば、先般横浜に発生いたしました痘患者、これは芝浦に上陸して、東京の中央区、港区あたりを歩いたのでございしますが、それからの系統ではないかというふうに一応考えられるのであります。その横浜の患者も今回の江東区の患者も死亡しておりますために、現在系統がはつきりつかぬない状況でございします。それで今回の患者につきましては、汚染地区として一応考えられますのは、自宅が江東区の北砂町でございまして、勤め先がやはり同じ場所の桜田機械工業でございします。それから寮も先ほど申しました同じ場所でございます。ただこの者は学校に通つておりました、その学校が江東区大島町江東工業高等機械科の三年でございします。その場所を往復いたしておりますので、そのほかどこへ参りましたかというところにつきましては、あの患者が死亡いたしましたので足取りがはつきりいたしません。現在その親族の者から事情をいろいろ調査いたしておりますのでございします。これに對しましては、防疫の措置をいたしましては、先般横浜に発生いたしましたただいま申しました患者が、港区、中央区などを歩いておりましたので、港区、中央区、品川区の三区の住民に對しまして、痘痘を實施いたしております。さらに今回の

江東区の患者の発生によりまして、江東区の区民に對しましても痘痘を實施いたしております。現在東京都の手持ちいたしております痘痘は七十五リットルございまして、切皮式ならば七十五万人分ございします、乱刺式ならば百五十万人分ございします。現在まで實施いたしておりますのは、ただいま申し上げました限られた地区に對する痘痘の實施でございしますが、必要に應じて広い範圍に痘痘を實施して行きたいと考えております。

○丸山委員 痘痘のお手持ちの量は、完全にただいまの強制接種をすべき對象にいたすだけのものがあるのであります。

○山口(正)政府委員 ただいま申しました地区に對する痘痘實施に對しましては、十分の量を手持ちいたしております。

○丸山委員 なおまた續発しないとも限らないと思ひますが、それに対する御準備、痘痘の製造等の見通しについてお伺ひいたします。

○山口(正)政府委員 ただいままでに九百五十万人分の痘痘を全国に出しておりますが、なお四月一日までに一千万人分をき上る予定でございします。

○松永委員長 それでは次回は明日午後一時より本委員会を開会することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後三時十八分散會